

令和 8 年度 国内需要安定化事業  
エシカルトラベル動画プロモーション  
企画提案型コンペティション  
仕様書



## 1. 事業目的

本事業は、令和 7 年度に沖縄県が発出した「サステナブルツーリズム宣言」の行動指針に基づき、沖縄県及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が推進する新たな沖縄観光のスタイル「エシカルトラベル」の普及促進を図るものである。エシカルトラベルの実践を通じて、県民、事業者、旅行者の協働により「世界から選ばれる持続可能な観光地」の実現を目指すとともに、旅行中に実践可能な具体的な行動をわかりやすく提示することで、観光を楽しむことが自然と持続可能な観光地づくりへの貢献につながる仕組みの構築を図る。

さらに、本事業では、これまで制作してきたエシカルトラベル関連コンテンツを訪問・体験している様子を動画にし、旅行前の情報収集の場として活用されている YouTube を通じて発信することで、沖縄観光への来訪意欲醸成と、エシカルトラベルオキナワの認知度向上、旅行中の具体的な行動実践を促進することを目的とする。

## 2. 業務概要

本事業は、エシカルトラベルオキナワの普及促進を目的として、YouTuber を活用した動画コンテンツの制作・発信および広告展開を実施するものである。旅行前の情報収集段階におけるエシカルトラベルオキナワの認知・理解促進を図るとともに、沖縄観光への来訪意欲の向上および旅行中の具体的な行動実践の促進につなげる。

## 3. 委託業務の内容

- (1) YouTube を活用したプロモーションの企画実施
- (2) 企画実施体制の設置
- (3) 広告の効果測定及び報告
- (4) 業務完了報告書の作成
- (5) 精算関係書類の提出
- (6) その他、業務実施にあたり OCVB と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

## 4. 企画提案内容

企画提案にあたっては、以下の事項について留意すること

- ・ 紹介するコンテンツは、事業背景及び目的に関連するものとし、旅行者が取り入れやすい内容とすること。
- ・ 情報発信にとどまらず、沖縄への誘客促進につながる仕組みを提案すること。また、紹介する情報は偏らないよう公平公正に掲載すること。
- ・ 本事業で製作するすべての広告宣伝物には、原則として下記クレジット及びロゴを掲出すること。（ロゴデータは OCVB より提供）
- ・ 「Be. Okinawa」の詳細は <https://beokinawa.jp/jp/>参照

クレジット：「沖縄県・(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー」  
※スペースの制限がある場合は「沖縄県・OCVB」でも可。  
ロゴ：ロゴデータは適宜提供

沖縄観光ブランド「Be. Okinawa」



エシカルトラベルオキナワ



- ・ 委託費における予算配分の日安は以下の通りとする。(委託費 600 万円)

コンテンツ制作費 40%	広報展開費 40%	直接人件費 20%
-----------------	--------------	--------------

(1) YouTube を活用したプロモーションの実施

沖縄旅行中にできるエシカルな行動「エシカルトラベル」をより多くの人へ訴求するため、YouTube において一定の影響を持つ YouTuber を 1 名から 2 名提案すること。

① YouTuber の選定について

出演者については以下の要件を満たすこと。

- ・ 首都圏在住の 30 代から 40 代女性を中心とした旅行関心層からの支持を得ていること。
- ・ YouTube でのチャンネル登録者数を 15 万人以上有すること。
- ・ 直近半年間の平均動画再生回数が 5 万回再生以上とすること。
- ・ 過去に企業・団体からの PR 案件の実績があること。
- ・ 旅行・ライフスタイルをテーマとした動画を継続的に発信していること。
- ・ 本業務の目的を理解し、エシカルトラベルの PR に協力する者であること。
- ・ 受託事業者は、本業務に起用する YouTuber について法令順守状況及び社会的信用性を十分確認したうえで選定すること。
- ・ 提案時には、YouTuber の仮承諾（実施の実現性の承諾）を得ること。

## ② 撮影・編集

- ・ 制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。  
※OCVB 及び受託者がすでに保有している映像等を使用する場合は、双方協議のうえ使用するものとする。
- ・ 動画撮影に係る当該施設管理者との交渉・手配や打ち合わせ、撮影許可手続き等の一切の業務は受託事業者の責任において行うこと。
- ・ 撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップ挿入及び映像を編集して動画を制作するものとする。動画の完成までに、OCVB による複数回の内容確認および修正等の指示を受けるものとする。
- ・ 画面縦横比は 16:9 とし、フルハイビジョン（1920×1080）以上の映像とする。
- ・ タイトル、テロップ対応言語は、原則、日本語（固有名詞として使用されるアルファベット含む）とする。
- ・ 音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。
- ・ 投稿先である YouTube の利用規約に違反しないよう、内容の確認を行うこと。

## ③ 要件

- ・ エシカルトラベルのコンテンツから 3 件以上取材を行うこと。  
エシカルトラベルオキナワコンテンツ一覧：  
[https://www.okinawastory.jp/feature/ethical\\_travel/articles/](https://www.okinawastory.jp/feature/ethical_travel/articles/)
- ・ 動画 1 本あたりの再生時間は 20 分以上 40 分以内とすること。  
※必要に応じて複数回に分割して配信する等、配信方法について提案を受け付ける。
- ・ 投稿動画の概要欄には「エシカルトラベルオキナワ」の WEBURL および公式 Instagram アカウントを紹介すること。
- ・ YouTuber が自身の Instagram 等のアカウントで投稿する場合においても、「エシカルトラベルオキナワ」の WEBURL および公式 Instagram アカウントのタグ付けを行うこと。
- ・ 制作した動画は画像・音声鮮明に視聴できる仕様にすること。

## ④ YouTuber が発信した動画を活用し、WEB・SNS 広告を実施すること。

## ⑤ 公序良俗に反することのない内容にすること。

## ⑥ 写真・動画素材の納品

- ・ 撮影した写真及び動画は「エシカルトラベルオキナワ」WEB・SNS への掲載を主目的とするが、その他 OCVB や OCVB が認めた第三者の名において行う広報活動媒体・事業を問わず、OCVB の判断に限り利用できるものとする。
- ・ 動画のファイル形式は MP4 とし、納品する画像のサイズ及び画質については、事前に OCVB と協議し、決定したサイズにリサイズした上で納品すること。
- ・ 撮影したサムネイル写真、動画素材は画質編集を行った上で全て納品すること。

## (2) 企画実施体制の設置

### ① 企画実施体制の提案

- ア. 委託業務全体を統括する担当者 1 名の配置、担当者を明記すること。
- イ. 外部発注を行う際は発注先が県内事業者か県外事業者か、業務内容とあわせて明記すること。
- ウ. 取材地域との連携等も含め、包括的な協力体制をとること。
- エ. コンソーシアムでの参加の場合は各企業・団体名を明記すること。

### ② 事業全体のスケジュールの提案

## (3) 広告の運用管理及び効果測定

### ① 運用管理

- ・ 実施している広告効果は可能な限り細かく測定すること。
- ・ 契約期間中は、効果測定をもとに広告予算の管理を行い、随時、改善及び効果的な手法を取り入れること。

### ② 分析

- ・ 広告配信に係る予算配分及び媒体選定の考え方を示すとともに、想定する配信期間、配信対象、広告単価等を踏まえ、表示回数、動画再生回数等の想定成果を数値で示した広告シミュレーションを提案すること。また各指標について目標 KPI を設定し、その根拠を示すこと。
- ・ おきなわ物語の Google Analytics のデータ及び SNS のインサイトデータをもとに広告配信の効果検証を行うこと。※Google Analytics のアクセス権限を付与する。

## (4) 業務完了報告書の作成及び報告会の実施

### ① 業務全体報告書の作成

- ア. 実施したプロモーションの内容やその事業効果とともに、業務全体を分析し課題について取りまとめ、報告書を作成すること。
- イ. 次年度に向けた提案をすること。
- ウ. 概要版 (A4 サイズ 1~2 枚程度) も併せて作成すること。

### ② 業務完了報告書を基に、事業全体の報告会を行い、次年度に向けての改善策等の提案を行うこと。

## (5) 精算関係書類の提出

- ・ 業務にかかった費用内訳及びその支払を証明する証憑書類 (見積書、納品書、請求書、領収書、支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表・日報等根拠資料) を提出すること。

(6) その他、業務実施にあたり OCVB と協議の上、業務遂行に必要とされる業務。

## 5.成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は「表 1」の通りとする。

表 1 成果物等一覧

項目	内容
コンテンツデータ及び素材データ	作成した広告、記事、Web サイト等の電子データ 本業務で使用した映像、撮影した素材 (映像素材は HD カム及び PC にて再生できる DVD ディスク及びデータ (mp4)、画像素材は JPEG または PNG にて納品。
業務完了報告書	本業務の効果を検証した報告書原本 (3 部) 及びデータ (PDF とパワーポイント)
業務完了報告概要書	業務完了報告書を A4 版 1~2 枚程度にまとめた概要書原本及びデータ (PDF とパワーポイント)
その他	業務実施にあたって制作した成果物 (各 3 点) ※当該成果物の中間生成物含む

## 6.スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

- ・ 成果物及び業務完了報告書の提出：令和 8 年 12 月 11 日 (金) まで。

## 7.契約不適合責任

受託者は、納品後から 1 年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、またはこれを取り換える責任を負うこと。

## 8.著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権 (著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権) を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県及び OCVB 内での利用若しくは沖縄県又は OCVB が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。

- (4) 本業務にて作成する印刷物等に使用する、OCVB が著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする。(写真データについては電子納品をし、沖縄観光情報 Web サイト「おきなわ物語」への掲載及び OCVB が認める他の媒体での使用が可能であること)
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開が出来ないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

## 9.注意事項

- (1) 提案企画の中で OCVB が行なう業務がある場合は、企画書に明確に記載すること。
- (2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (3) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。
- (5) 掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じて OCVB も校正を行う。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

以上